

事項

概要等

備考

○「茨城県庁節電実行計画（節電アクション25）」を次のとおり決定しました。

I 実施期間 平成23年7月1日～9月30日

II 対象施設 県が管理する全ての施設（指定管理者施設を含む。） 333施設

III 節電目標 昨年夏の最大使用電力（kW）から、次表の割合を抑制

施設の種類	節電目標	施設数	契約電力合計	主な施設等
庁舎系施設	▲25%	11施設	7,150kW	県庁舎, 三の丸庁舎, 合同庁舎 等
県民等利用施設	▲20%程度	295施設	44,353kW	学校, 公園, 県民利用施設（カシマサッカースタジアム, 自然博物館等）, 保健所, 警察署 等
ライフライン関連施設	▲15%程度	27施設	36,346kW	病院, 県立医療大学, 障害児・者施設, 上下水道施設 等

IV 具体的な取組

「節電アクション25」により県自らが率先的に行動する。

※ 節電アクション25とは、節電に係る25の取組のことです。

「節電アクション25」の主な取組

(1) 空調	(5項目)	・ 冷房中の室温を原則 28℃に徹底。（病棟, 検査室, サーバールーム等については適正な温度設定を確保しつつ, 空調運転を抑制） ・ 扇風機の活用 等
(2) 照明	(4項目)	・ 執務時間中の極力消灯の徹底（業務に支障がない範囲で 1/2 程度の蛍光灯の間引き等） ・ 保安灯を除く廊下・外灯等の間引き・消灯 等
(3) OA, その他の機器	(4項目)	・ 待機電力の削減（未使用OA機器等） ・ 電気ポット, 冷蔵庫等のフロア単位での共用化 等
(4) 共用部分の節電	(4項目)	・ エレベーター, エスカレーターの運転台数削減 等 ・ 暖房便座, 温水洗浄機能の停止 等
(5) 業務の執行方法等の見直し	(4項目)	・ イベント・会議等開催方法の見直し（定例的会議等）について, 文書, メールで代替対応など 等
(6) その他	(4項目)	・ デマンド監視装置による削減目標管理（目標超過時の対策をあらかじめ設定） 等

V 推進体制等

・ 各部局庁に節電総括責任者（各部局庁次長等）と各施設に節電担当責任者（各課総括補佐・出先機関の次長等）を設置

・ 節電総括責任者等による節電パトロールを実施

○これまでの取組
H9年度に、「茨城県環境保全率先実行計画（県庁エコ・オフィスプラン）」を策定し、省エネを推進してきたところ。
H20年度には県庁舎が、都道府県では初めての「ビル省エネ大賞」（社）日本ビルエネルギー総合技術管理協会）を受賞するなど、省エネリーダーや省資源対策に取り組んできた。
また、震災以降、空調運転の原則停止や執務室照明の日に中消灯, エレベーターの間引き運転などにより、震災前と比較して最大使用電力を4割減している。